

野生鳥獣の被害を防止しよう

令和5年度の野生鳥獣による日本全国の農作物被害額は約164億円に上ります。福岡県の農作物被害額は約7億1千万円で、全国でも上位の被害が発生しています。今回は、鳥獣被害の現状と被害を防ぐために私たちができることを考えてみましょう。

問い合わせ 市農林水産課 ☎ 0940・62・5063

増加する野生鳥獣と鳥獣被害とは

野生の鳥類や獣類によって農林水産業などの産業や人の生活に与えられる被害を「鳥獣被害」といいます。鳥獣被害の主な例としては農作物被害や林業被害、生活環境被害などがあります。

人間は古来からイノシシやニホンジカなどの野生動物からもたらされる恵みを受けて暮らしてきました。その肉は食用となり、皮や角は道具として利用されてきました。しかしながら、地球温暖化による暖冬や少雪化などによる生息場所の拡大や繁殖率の

向上、幼獣の死亡率の低下、狩猟者の減少や高齢化による捕獲数の低下など、さまざまな要因によって野生鳥獣の個体数が増加しているといわれています。

さらに、宅地開発などに伴って生息地が減少してしまい、食べ物や住みかを求めた野生鳥獣が人里に現れることが多くなっています。これらのようにさまざまな要因が複雑に絡み合っ、野生鳥獣による被害が発生しやすい状況ができています。

鳥獣被害の現状被害を減らす策は

令和6年度の福津市にお

る野生鳥獣による農業被害額は約1700万円でした。しかし、報告されていない被害もあることを含めると、その額はさらに増加すると考えられます。

農業被害では農作物が餌として食べられてしまう「食害」のほか、作物を掘り起こしたり、踏み荒らされたりすることによって収穫量が減ってしまい経済的な損失が生じています。

令和6年度に農業被害を受けた人などからの相談を受け、宗像猟友会福津市駆除部会（以下、駆除部会）が駆除した主な野生鳥獣の個体数はイノシシ579頭、ニホンジカ99頭、アナグマ32頭、ヒヨドリ1

主な鳥獣被害の例

被害の種類	主な内容
農作物被害	野菜・果物・米・麦などの食害、田畑の踏み荒らしなど
林業被害	苗木の食害、樹皮の剥ぎ取り、森林の下草の消失（生態系への影響）など
水産業被害	魚の捕食、養殖施設の破壊など
生活環境被害	民家への侵入、ごみ漁り、騒音、ふん害など
交通・安全被害	道路への飛び出し

43羽、カラス類83羽となっ、ていて、農業被害の多くはイノシシによるものです。

鳥獣被害を減らすためには農地への侵入防止対策だけでなく、被害防止のための捕獲が必要となりますが、狩猟免許を持つ駆除部会の会員も高齢化が進んでいて、捕獲できる人材は限られています。

農作物以外の被害ペットへの影響も

野生鳥獣による被害は農業被害以外にもさまざまな被害があります。ニホンジカは、農作物だけではなく、枝葉の食害や樹皮の皮を剥ぐ被害などをもたらします。

また、アナグマも農作物に被害を与えるだけではなく住宅地に侵入し、ふん害や家庭菜園での食害、ミミズなどの餌を探すために庭を掘り返すこともあります。

カラス類はごみ捨て場における食い荒らしを行います。その他にも皮膚病の一種である疥癬病に感染したタヌキが住宅地に出没することでペットへの感染が懸念されます。

鳥獣被害を防ぐ3つのポイント

農業被害や生活環境被害など鳥獣による被害を防ぐためには大きく分けて3つのポイントがあります。鳥獣被害対策を効果的に行うためにはこの3つの取り組みが重要となります。市民の皆さんがポイント①②に取り組みながら、③も組み合わせることで、効果的に鳥獣被害の防止や減少につなげていくことができます。

②侵入を防止する

ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置は、鳥獣の農地への侵入を防ぎます。しかし、管理に問題があると野生鳥獣は農地の中に侵入してきます。そうならないためにも損傷確認などの日頃の管理に加え、草刈りなどの周辺環境の整備が大切になります。また、侵入防止柵は防ぎたい鳥獣のことを考えて正しい方法で設置しなければなりません。例えば柵の高さが防ぎたい動物に合っていない場合は、柵を跳び越えて農地に入ることができます。



①寄せ付けない

本来、多くの野生鳥獣は警戒心が強く臆病な生き物ですが、人里にやってきているのは「危険を冒しても食べたいものがある」と考えられます。収穫されずに地面に落ちた果実や畑に放置された野菜くず、ネットやポリバケツなどに入っていないごみ袋内の生ごみは野生鳥獣にとって魅力的な餌となります。そして、地域内に草むらや耕作放棄地などの隠れる場所があれば餌を食べに行く時も安心して農地や住宅地にやってくるができます。



野生鳥獣は明るい場所や開けた場所を警戒するので、農地であれば畝から1~2m程度草を刈るだけでも効果が出ます。また、野生鳥獣の興味を引く餌となるようなものを取り除くことも重要です。無自覚な餌付けと隠れる場所をなくして、野生鳥獣が寄り付きにくい環境づくりを心掛けましょう。

③個体数を減らす

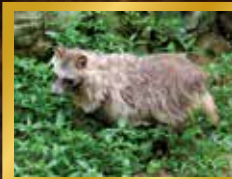
さまざまな対策を講じていても被害がなくなる場合は、被害を与えている個体を駆除部会が捕獲することを検討します。しかし、野生鳥獣の捕獲ができる人材は限られているため、駆除部会による捕獲は最後の手段といってよいかもしれません。



市内に生息する野生鳥獣

福津市内にも生息する野生鳥獣の一例を紹介します。もしもどこかで遭遇したら、近づいたりしないようにしましょう。

タヌキ



全長約75cm

被害額 3億6千万円
主な被害 食害、ふん害

ニホンアナグマ



全長約65cm

被害額 3億6千万円
主な被害 食害、ふん害

イノシシ



全長約1m~1.5m

被害額 36億2700万円
主な被害 食害、掘り起こし

ニホンジカ



(全長約1m~2m)

被害額 69億5400万円
主な被害 樹木や野菜の食害

ドバト



全長約35cm

被害額 9千万円
主な被害 食害、ふん害、悪臭

ハシボソガラス



全長約50cm

被害額 13億3900万円
主な被害 食害、苗の引き抜き

ヒヨドリ



全長約28cm

被害額 3億3300万円
主な被害 食害、ふん害

鳥獣被害を防ぐために

農業被害や生活環境被害などの鳥獣による被害を防ぐためにはどうすればよいのでしょうか。哺乳類の生態に詳しい北九州市立自然史・歴史博物館学芸員の中西希さんに話を聞きました。

変わってしまった 人と野生動物の距離感

かつては人が暮らす場所と野生動物が暮らす奥山の間に「里山」と呼ばれる緩衝地帯がありました。このような場所があることで、人と動物の住む場所の境界線がはっきりしていました。しかし、現在は、動物が暮らす奥山のすぐ近くに住宅街があるなど、人と動物が住む場所が隣接し、双方が暮らす境界線がはっきりしていないことがあります。また、かつては野生動物は身近な存在であり、多くの人々は野生動物への対処方法を知っていました。しかし、野生動物が身近な存在でなくなるにつれて動物との接し方が分から

ず、人と動物との間でトラブルが発生することがあります。

野生動物と遭遇したら 不用意に近づかない

基本的に野生動物と遭遇した場合は、なるべくそっとすることが大切で騒ぎ立てたり追いかけたりすると、驚いた動物から攻撃されてけがをす

る恐れがあります。また、野生動物に餌をあげることも良くありません。餌付けされた野生動物は人を恐れなくなってしまう、市街地に現れるようになってしま

います。動物が好きな人にとって野生動物が現れることはうれしいことかもしれない

かもしれませんが、動物が嫌いな人もいますし、市街地に現れた野生動物は庭や建物に被

害を与えてしまうかもしれません。野生動物による被害を防止するためには、野生動物との「距離感」や「付き合い方」を学ぶことが重要です。野生動物には不用意に近づかないということが原則になります。野生動物と接触することで病原体に感染してしまう恐れがあります。また、餌を与えることも野生動物と触れ合うことと同じで良いことではありません。野生動物とはなるべく距離を置いて接触を避けることが大切です。

なぜ野生動物は 人の生活圏に現れるのか

生活環境や農業に被害を与える野生動物はさまざまな種

類がいま

すが、人の生活圏にやってくる主な理由は「食べ物の確保」と「子育てをする場所の確保」です。野生動物からの被害を防止するためには、行動に合った対策が必要となります。

どのような対策が必要か

野生動物の被害を防止するためには、上の対策例のように、その野生動物に応じた対策が必要です。重要なのは野生動物に快適な場所だと思わせないことです。農業被害を与えるイノシシやシカもそうですが、被害を与えている野生動物は人里に降りてきて安全に餌を確保できたという成功体験を覚えています。

北九州市立自然史・歴史博物館学芸員

中西 希 Nakanishi Nozomi

地域ぐるみで 取り組むことが大切

ない」と認識させるための取り組みを行い、地域ぐるみで野生動物を寄せ付けないようにすれば、猟友会の皆さんの負担を減らすことにもつながります。

野生鳥獣と人が 共存できる環境を

このように、福津市だけではなく全国で発生している鳥獣被害ですが、それぞれがで

きる対策を行えば被害防止につながっていきます。野生鳥獣も生きていくために一生懸命です。一方的な駆除だけでなく、被害を抑えながら、野生鳥獣と人が共存できる環境をつ

くつていくことが望ましいのではないでしょう

か。皆さんの家では既に同様の対策を

個人だけではなく 地域全体での対策が重要

対策をしていますが、被害が解消されないかたもいるかもしれません。それは被害の原因になっている野生動物の行動範囲が関係しています。例えばアナグマの行動範囲は少なくとも40ヘクタール以上だといわれています。そのため、野生動物の被害が発生した場合は、その家だけではなく地域全体で対策を行うこと

が重要です。例えば、自分自身がアナグマの対策を

していても、近くの家で対策がされていなければ、そこからアナグマがやってくる

ことがありま

す。安心して隠れる場所やねぐら、簡単に手に入る食べ物があれば「いい場所だ」と認識してしま

い、そこで暮らせると思ってしまうのです。

それを防ぐためには「今まであった餌をなくす」「隠れる場所をなくす」など、地域の皆さんで一

つずつ原因を減らす取り組みが必要です。猟友会のかたがたも農業被害などの防止のための管理の一環として野生動物の駆除を行って

いますが、人員には限りがあります。市民の皆さん一人一人が、野生動物に「いい場所では

鳥獣被害で困っているかたへ

小型箱わなを 貸し出します



鳥獣の捕獲は原則、狩猟免許が必要ですが、条件を満たせば捕獲することができます。市では条件を満たした場合、タヌキやアナグマがもたらす農作物および生活環境被害を防止するために、小型箱わなの貸し出しを行っています。箱わなの貸し出しを希望するかたは市農林水産課に問い合わせください。また、箱わなの貸し出し手続きとともに必要に応じて捕獲許可の手続きも行います。

※箱わなの数に限りがあるため、すぐに貸し出せない場合があります

貸し出しの主な条件

- ・箱わなの設置場所は被害者の住宅敷地、ビニールハウス、生け垣や柵などで囲まれた被害敷地内であること
- ・捕獲対象は狩猟対象となっている獣類のうち、タヌキやアナグマのような中型から小型の獣類とする
- ・捕獲した獣類については、捕獲者が責任を持って殺処分を行い、可燃ごみとして処分すること
- ・箱わなの返却時は箱わなの清掃および捕獲許可証の返却を行うこと

問い合わせ

市農林水産課 ☎0940・62・5063